

沖縄労働局

改正労働施策 総合推進法等説明会

先着
200名事前
予約制参加費
無料2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日 時

2026年 9 / 4 (金) 14:00～ (受付開始 13:30)

会 場

沖縄県立博物館・美術館 講堂 (那覇市おもろまち3-1-1)

駐車場には限りがございます。できるだけ公共交通機関でお越しください。なお、満車の際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

プログラム

14:00～ カスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
15:30～ パートタイム・有期雇用労働者に関するルールの改正について

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」(厚生労働省が運営するポータルサイト)からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#okinawa

※定員の都合上、各企業1名までのご参加をお願いいたします。

※申込〆切: 8/28(金) ただし、定員200名に達した場合は期日前に締め切ります。

「あかるい職場応援団」HP

カスタマーハラスメント
求職者に対するセクシュアルハラスメント 改正ポイント

カスタマーハラスメントって?

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

事業主が講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント・求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対する
セクシュアルハラスメントって?

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

求職者等: 求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。

求職活動等: 企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc...

パートタイム・有期雇用労働法 改正ポイント

2026年10月1日より

- ①雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます。
- ②「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正され、待遇に関する記載の新規追加・充実が必要です。
- ③雇用管理改善措置の内容が変わります。

説明会の内容は後日動画にて公開予定です。詳細は、沖縄労働局HPにてご案内いたします。

説明会に関する
お問い合わせはこちら

沖縄労働局雇用環境・均等室

098-868-4380 (受付時間 平日8:30～17:15)